東 海 福 島 県 人 会 会 則

第 １ 条　本会は東海福島県人会と称する。

第 ２ 条　本会は東海地域（愛知県、三重県、岐阜県）に在住する福島県出身者及び縁故者並びに本会の趣旨に賛同する者とする。

第 ３ 条　本会の事務局は名古屋市中区栄４－１－１中日ビル５階福島県名古屋事務所内に置き、同事務所長をもって事務局長とする。なお、必要と認められたときは支部を置くことができる。

第 ４ 条　本会の目的

１．会員福祉と親睦を深める。

２．東海地域と福島県との交流を支援する橋渡し役を積極的に行う。

第 ５ 条　本会は前条の目的を達成するため、次の事業等を行う。

１．会員の親睦を図るために必要な事業

２．郷土との連絡協調に必要な事業

３．郷土のＰＲ及び発展に寄与する事業

４．東海地域及び福島県双方からの企業誘致等の支援に関する事業

５．他の都道府県県人会との連絡協調に寄与する事業

６．その他、前条の目的達成に必要な事業

第 ６ 条　本会に次の役員を置く。

会　長　１名　　副会長　若干名　　専務理事　１名　　常任理事　若干名

監　事　若干名

第 ７ 条　本会運営に功績のあった役員を相談役とし、運営について会長の諮問に応じる。

第 ８ 条　本会の役員任期は２カ年とし、再任を妨げない。

第 ９ 条　会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。専務理事は、会長及び副会長を補佐する。常任理事は、積極的に本会を運営し、事業の企画及び実施を担う。監事は会計監査を行う。

第１０条　本会の役員は総会において選出する。

第１１条　本会は第５条の事業を実施するため、企画委員会を置く。企画委員会は、専務理事及び常任理事の中から会長が委嘱する委員によって構成し、委員長は委員会において互選する。

第１２条　本会の経費は会費、協力金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

会員は会費として毎年 3,000 円を納入する。

本会運営費として協力金の拠金を受けることができるものとし､年間１口 10,000 円とする。納入された会費、協力金は返却しないものとする。

第１３条　本会の会計年度は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日とする。

第１４条　本会の総会は年１回開催する。臨時総会は必要に応じて開くことができ、会計は総会において報告する。

第１５条　本会の会則変更は総会において決定する。

昭和５０年１２月１４日施行
平成２５年１０月　６日一部改正
平成２６年１０月２６日一部改正
平成２９年１０月２９日一部改正
令和元年１１月３日一部改正
令和８年１１月１日一部改正